



議案第 八 号

三朝町議定会定例会回数条例の一部改正について

次のとおり三朝町議定会定例会回数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町議会定例会回数条例の一部を改正する条例

三朝町議会定例会回数条例（昭和三十一年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「三回」を「四回」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。